

令和5年度（2023年度）
豊中市伊丹市クリーンランド
内部統制評価報告書
(附属資料)

令和6年（2024年）7月

目次

第1 内部統制の概要	2
1 地方自治法の改正	2
2 クリーンランドにおける導入	2
3 内部統制とは	2
4 内部統制の限界	3
第2 実施体制	3
1 役割	3
2 内部統制推進事務局	4
3 内部統制評価部局	4
第3 評価手続	5
1 評価対象期間及び評価基準日	5
2 評価対象事務	5
3 評価方法	5
(1) 全庁的な内部統制の評価	5
(2) 業務レベルの内部統制の評価	5
4 評価基準	7
(1) 内部統制の整備状況	7
(2) 内部統制の運用状況	7
(3) 重大な不備の判断基準	8
第4 評価結果	9
1 全庁的な内部統制の評価	9
2 業務レベルの内部統制の評価	20

参考

豊中市伊丹市クリーンランド内部統制基本方針	21
豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱	23

第1 内部統制の概要

1 地方自治法の改正

平成28年（2016年）3月に国の附属機関である地方制度調査会が、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方にに関する答申」で、「民間企業においては、既に会社法等で内部統制制度が導入されている。地方公共団体においても事務上のリスクを評価・コントロールして、事務の適正な執行を確保する体制（内部統制体制）を整備及び運用することが求められる」旨答申しました。

これを受け平成29年（2017年）に地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、令和2年度（2020年度）から都道府県及び指定都市の長は、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することとされました。

2 クリーンランドにおける導入

クリーンランドは、これまでも業務を適正かつ効率的に執行するためのさまざまなルールを設け、全職員がそれに従い業務を進めるいわゆる内部統制に取り組んできました。しかし、今後、サービスを持続的、安定的に提供し、最小の経費で最大の効果をあげるためには、内部統制をこれまで以上に有効に機能させることが必要です。

クリーンランドには法律上の実施義務はありませんが、市民から信頼される組合であり続けるため、令和3年（2021年）3月25日に「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制基本方針」を策定し令和3年度から主体的に導入しました。

3 内部統制とは

内部統制とは、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）では、「基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。この定義を踏まえると、内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、サービスの提供等の事務を執行する主体である管理者自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応

策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。」とされています。

4 内部統制の限界

内部統制は、リスクを一定の水準以下に抑えることを確保するもので、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではなく、限界があるものとされています。このため、内部統制の目的の達成を阻害するリスクへの対応に向け、当該リスクの顕在化を適時発見できるよう、継続的で効果的な体制の整備・運用に努めています。

第2 推進体制

内部統制に組織的に取り組むため、「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱」を制定し、内部統制に関する者の役割を定めるとともに、管理者を最高責任者とし、内部統制推進会議を設置し、内部統制体制の整備及び運用を全課に推進しています。

また、内部統制に取り組む目的や必要な知識、情報を全職員で共有すること及び統制活動を標準化、効率化するため、「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施マニュアル」を定めています。

1 役割

(1) 内部統制最高責任者

内部統制体制の整備、運用及び内部統制体制の評価に関する最終的な責に任ずるため、内部統制最高責任者を置き、管理者をもって充てています。

(2) 内部統制副責任者

内部統制体制の整備等に関し最高責任者を補佐し、必要な検討や各課に対する指示を行わせるため、内部統制副責任者を置き、副管理者をもって充てています。

(3) 内部統制総括推進者

最高責任者及び副責任者の命を受け、内部統制体制の整備等に関する事務を処理させるため、内部統制総括推進者を置き、事務局長をもって充てています。

(4) 内部統制推進者

課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要な対応策を整備するとともに、その実施状況を日常的に把握し、不備に対する是正を図らせるため、課に内部統制推進者を置き、課長をもって充てています。

2 内部統制推進事務局

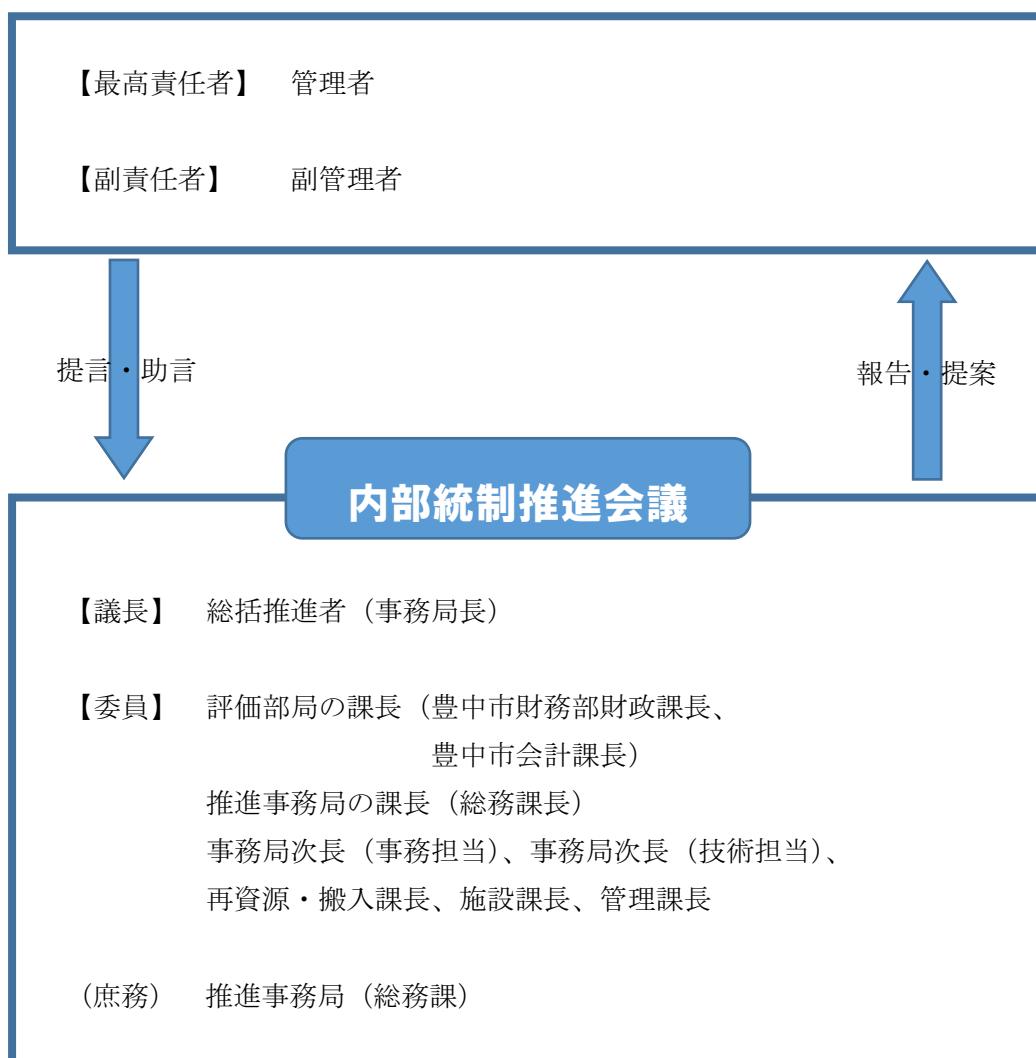
内部統制を推進する事務局は、クリーンランドが取り組むべき内部統制について検討し、内部統制に関する方針の策定を補助し、当該方針に基づき内部統制体制の整備及び運用を全課に推進する役割を担っています。

【担当する課】 総務課

3 内部統制評価部局

内部統制を評価する部局は、モニタリングの一環として内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成する役割を担っています。

【担当する部・課】 豊中市財務部財政課、豊中市会計課



第3 評価手続

1 評価対象期間及び評価基準日

(1) 評価対象期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

(2) 評価基準日

令和6年（2024年）3月31日

2 評価対象事務

豊中市伊丹市クリーンランド内部統制基本方針（令和3年（2021年）3月25日策定）に基づく財務に関する事務。

3 評価方法

「ガイドライン」に準拠し、「全庁的な内部統制の評価」と「業務レベルの内部統制の評価」を行っています。

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価項目は、ガイドラインの別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」の全28項目と同一のものを用いています。

評価は、内部統制評価部局がそれぞれの項目に対する整備状況を確認し、必要に応じて関係課にヒアリング等を行い不備の有無を把握します。その上で、不備がある場合には重大な不備にあたるかどうかを評価しています。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価は、「リスク一覧・対応策シート」に記載されている各課が識別し整備したリスク対応策に対する、各課の自己評価結果を踏まえたうえで、内部統制評価部局が独立的評価を行い、有効性を評価しています。

なお、各課の自己評価の観点、内部統制評価部局の評価の観点は次のとおりです。

■所属の自己評価の観点

区分	自己評価の観点
整備状況	<ul style="list-style-type: none">・リスクの重要度に応じて、必要なリスク対応策を設定しているか・設定したリスク対応策を適切に実行しているか・リスク対応策の過不足が見られた場合に、必要な見直しを行っているか・不備が発生した場合に、リスク対応策について必要な見直しを行っているか
運用状況	不適切な事項が実際に発生したかどうか

■内部統制評価部局の独立的評価の観点

- ・所属の自己評価は適正か
- ・不備があった場合、適切に改善されているか
- ・所属では発見できないような事務管理上の問題はないか

4 評価基準

内部統制の不備には、「整備上の不備」と「運用上の不備」があり、その具体的な評価基準は次のとおりです。

(1) 内部統制の整備状況

ア 整備上の不備

次のいずれかの状況にあるものは、整備上の不備と評価します。

- (ア) 内部統制が存在しない
- (イ) 規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない
- (ウ) 規定されている方針及び手續が適切に適用されていない

イ 整備上の重大な不備

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備上の不備のうち、著しく不適切であり市民やクリーンランド等に対して大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものは、整備上の重大な不備があるものと評価します。

なお、整備上の重大な不備が認められたときは、当該重大な不備の内容や原因、講じた是正措置の内容等を内部統制評価報告書に記載します。

(2) 内部統制の運用状況

ア 運用上の不備

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものは、運用上の不備と評価します。

イ 運用上の重大な不備

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の運用上の不備のうち、市民やクリーンランド等に対して大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものは、運用上の重大な不備と評価します。

なお、運用上の重大な不備が認められたときは、当該重大な不備の内容や原因、講じた是正措置の内容等を内部統制評価報告書に記載します。

(3) 重大な不備の判断基準

「重大な不備」は、下表の項目とそれぞれの程度に着目して総合的に判断します。

項目		程度
大きな経済的不利益	市民等が被った被害等の額	概ね 150 万円以上
	クリーンランドの損害額	概ね 150 万円以上
大きな社会的不利益	影響(被害)を受けた人数	概ね 100 人以上
	生命・身体等への影響の程度	大きい (生命・身体等に大きく影響する事件であった。)
	クリーンランドに対する信用失墜の程度	大きい (故意、繰り返し、管理体制の重大な不備、重大な過失に起因するものであった。懲戒処分があった。)
	報道発表の有無とその影響の度合	あり・大きい (報道発表を行い、影響が大きかった。)

第4 評価結果

1 全庁的な内部統制の評価

全庁的な内部統制の評価項目のそれぞれに対応する全庁的な内部統制の整備・運用状況は下表のとおりであり、不備は認められないことから、全庁的な内部統制については、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

【基本的要素】統制環境

1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	<ul style="list-style-type: none">・豊中市の「職員の服務の宣誓に関する条例」「服務規程」「豊中市人材育成基本方針」「豊中市コンプライアンス基本方針」等で職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定め示している。・豊中市の、全職員に向けた「訓示」や「服務規律の確保について（通知）」等により、公務員倫理の周知徹底を図っている。	不備なし
1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	<ul style="list-style-type: none">・職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を、豊中の「職員の服務の宣誓に関する条例」「服務規程」「豊中市人材育成基本方針」「豊中市コンプライアンス基本方針」等に定め、これを公表している。・全職員に向けた訓示や、豊中市の「服務規律の確保について（通知）」等により 公務員倫理の周知徹底を図っている。	不備なし
1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none">・人事評価で、職員の「規律性・倫理観」を評価項目に設定している。・年2回の上司と職員の職務面談等を通じ、必要に応じて逸脱に対する注意喚起、是正措置を講じている。・非違行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、豊中市の「懲戒条例」「懲戒条例施行規則」「懲戒処分等に関する指針」等に基づき処分している。	不備なし

2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 組織の役割や責任、権限等を明確にした「豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例」「豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則」等を適時見直している。 	不備なし
2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 「豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則」等で、各課の所掌事務を明らかにするとともに、「豊中市伊丹市クリーンランド事務決裁規程」等により意思決定をする際の専決者を明らかにしている。 「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱」で管理者、副管理者、事務局長、課長、職員それぞれの職務を明確にし、内部統制体制の整備及び運用を適切に行えるようにしている。 また、管理者を最高責任者とする内部統制推進会議や、内部統制推進事務局、内部統制評価部局の役割等を同要綱に定め、適時見直すことにしている。 	不備なし

3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 組合市と調整を行い、必要な能力を有する人材を確保している。 また、豊中市の研修プログラム等も活用し、職員の能力を引き出している。 	不備なし

3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 職員が能力を最大限発揮し、やりがいを持って業務に取り組めるよう、人事評価結果を給与等に反映している。 年2回の上司と職員の職務面談等を通じ、必要に応じて逸脱に対する注意喚起、是正措置を講じている。 内部統制対象事務に関する不備については、「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱」に基づき、所属長がリスク対応策の実施状況を日常的に把握し、不備に対する是正を図ることとしている。 	不備なし
--	--	------

【基本的要素】リスクの評価と対応

4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 組合市との調整のもと、社会環境の変化に応じた人員配置を行い、最適な職員体制を構築することとしている。 定員については、政策課題に対応できる体制を整えることを基本に、毎年度、各職場の業務内容を精査し、最も効果的・効率的な職員配置となるよう管理している。 	不備なし
4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施マニュアル」を策定し、リスクの識別、分類、分析と評価、対応策の検討方法等を示し、各課に周知している。 「リスク一覧・対応策シート」「リスク評価シート」を設定し、マニュアルに基づき「リスクの評価と対応」が行われることを確保している。 	不備なし

5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っていているか。	・財務に関する事務についてリスクを設定し、各課、その中から管理するリスクを設定している。	不備なし
5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全序的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	1) 財務に関する事務について、全課に共通するものを「共通リスク」として幅広く識別、設定している。 2) 「共通リスク」は、質的重要性と量的重要性を見積り設定している。 【質的重要性】 「発生した場合に市民やクリーンランドへの社会的・経済的影响が高いと思われるもの」 【量的重要性】 「複数課で発生すると思われるもの」や 「発生頻度が高いと思われるもの」 3) リスクの重要性に照らして、対応策を講じるべきリスクかどうか評価している。リスクへの対応にあたっては、その回避、低減、移転又は受容等、適切な対応を選択している。 4) 各課は、内部統制推進事務局が示す「共通リスク」の対応策の例示などを参考に、リスク対応策を整備している。	不備なし

5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施マニュアル」に、リスク対応策の検討にあたっては、「費用対効果を度外視してリスクをゼロにようとせず、合理的なレベルでリスクを管理する」旨定めている。 また、年2回の評価（各回、所属による自己評価、評価部局による評価）で不備を発見した場合、その理由を分析して対応策を見直すとともに、日常業務の中で不備を発見した場合は自己評価の時期を待たず速やかに改善することにしている。 	不備なし
---	--	------

6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 全課に共通するリスクは、豊中市が内部監査や包括外部監査で過去に指摘を受けた事項を中心に設定している。 また、内部統制推進事務局は他団体等の不正事案等について情報収集し、クリーンランドにおける発生の可能性について検討している。 防止策については、内部統制推進事務局が示す「共通リスク」の対応策や提示などを参考に、各課が費用対効果や業務の効率化等を勘案しリスク対応策を整備している。 評価（所属による自己評価、評価部局による評価）を年2回行う等し、不備の適時発見につなげている。 評価の過程で不備を発見した場合、その原因を分析して対応策を見直すこと正在している。 また、日常業務の中で不備を発見した場合は自己評価の時期を待たず速やかに改善することにしている。 	不備なし

【基本的要素】統制活動

7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	<ul style="list-style-type: none">各課は、「リスク一覧・対応策シート」を用いてリスクとその対応策を設定し、対応策を業務のプロセスに組み込み全職員で遂行している。評価（所属による自己評価、評価部局による評価）を2回行い、対応策が適正に実施されているか確認している。「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱」で各課長を「内部統制推進者」に充てている。各課長は課内の対象事務に関するリスクを把握してリスク対応策を整備し、対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図っている。	不備なし
7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none">「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施マニュアル」で、統制活動の水準を示している。また、全課に共通する「共通リスク」について、内部統制推進事務局が対応策を例示し、リスク管理の水準を示している。各課は、職員の業務遂行能力や資源も勘案して対応策を設定し、それを業務のプロセスに組み込み全職員で遂行、管理している。また、「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱」で、「職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討することに努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守するものとする」とし、適切に管理している。	不備なし

8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行ってているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	<p>1) 権限と責任の明確化 「豊中市伊丹市クリーンランド事務決裁規程」「豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則」等で権限と責任を明確化している。</p> <p>2) 職務の分離 不正又は誤謬等が発生するリスクを減らすため、担当者と承認者を分離するなど、職務を複数の者で適切に分担している。</p> <p>3) 適時かつ適切な承認 「豊中市伊丹市クリーンランド事務決裁規程」に則り適時、適切な承認を行っている。</p> <p>4) 業務の結果の検討 事務事業の適正化・効率化・質の向上を図るため「事務事業評価」を行っている。 内部統制については、所属による自己評価、評価部局による評価を年2回行い、対応策が適正に実施されているか確認し、評価結果を検討している。</p>	不備なし
8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施マニュアル」で、各課は年2回自己評価し、その結果を内部統制評価部局に提出することとしている。 各課は、自己評価の中でリスク対応策の実施状況を振り返り、リスクの発生状況等を踏まえ、適宜リスク対応策を見直している。 また、各課の自己評価とは別に、内部統制評価部局が独立的評価を行い、必要に応じ、リスク対応策の見直しを促している。 	不備なし

【基本的要素】情報と伝達

9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none">「豊中市伊丹市クリーンランド行政文書管理規則」で行政文書の作成方法等について規定している。また、豊中市の「文書事務の手引き」等で、文書の作成方法等を分かりやすく解説している。	不備なし
9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	<ul style="list-style-type: none">「市民の声」「意見公募手続き」等で広く市民の意見を聴取し市政に反映している。「内部公益通報制度」を設け、職員の公正な職務遂行や事務の適正化を図っている。	不備なし
9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none">「豊中市伊丹市クリーンランド個人情報の保護に関する法律施行条例」「情報セキュリティ対策基準」等に基づき適切に管理している。	不備なし

10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none">豊中市伊丹市クリーンランド desknet's や共有ファイルサーバー等を通じ適時適切に伝達している。また、特に重要な情報は、調整会議等で適切に伝達している。	不備なし

10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市伊丹市クリーンランド desknet's や共有ファイルサーバー等を通じ適時適切に伝達している。 ・また、特に重要な情報は、調整会議等で適切に伝達している。 ・「豊中市伊丹市クリーンランド内部公益通報に関する事務要領」で、通報者に不利益な取扱いをしないことを定めている。 	不備なし
--	---	------

【基本的要素】モニタリング

11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱」に基づき、各課が年2回自己評価を行い、内部統制評価部局が独立的評価を行っている。 ・また、同要綱に基づき、課長がリスク対応策の実施状況を日常的に把握し、不備に対する是正、改善等を行っている。 ・豊中市の「豊中市財務規則」に基づき、豊中市会計管理者が日常的に支出命令書を審査する等している。 ・また、豊中市の「会計管理者及び出納員の公金収納に関する要綱」に基づき、出納員が毎日出納簿を点検する等し、内部統制の整備、運用を適時適切に是正、改善している。 	不備なし
11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングで不備を発見した場合は、「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施マニュアル」に基づき、必要に応じて所属に対応策の改善を促し、当該所属の「リスク一覧・対応評価シート」で対応状況を確認している。 	不備なし

<p>び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員により発見された内部統制の不備については、全職員に伝達している。 ・監査委員により発見された内部統制の不備について措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項に基づき監査委員に報告している。 	
--	--	--

【基本的要素】ICTへの対応

12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。

評価項目	整備・運用状況等	評価結果
12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報セキュリティ基本方針」で、情報資産を適切かつ円滑に管理し、及び運用することに関し必要な事項を定めている。 ・また、「情報セキュリティ対策基準」で情報セキュリティ対策を実施するための具体的な遵守事項及び判断基準等を定めている。 	不備なし
12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムは、次の項目に着眼し導入、開発している。 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、②必要性、③費用、④費用対効果、⑤不要なカスタマイズの有無 ・また、「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」に基づき適切に利用している。 	不備なし
12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの保守、運用、アクセスについては「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」に基づき適切に管理している。 ・「情報セキュリティ対策基準」では、外部委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明することを定めており、また、外部業者との契約書には、「個人情報取扱特記事項」を明記し定期的に履行確認を行っている。 	不備なし

12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか	<ul style="list-style-type: none">内部データの正確性等を確保するため、「情報セキュリティ対策基準」により物理的、人的、技術的セキュリティ項目を定めている。	不備なし
--	--	------

2 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルのリスクとして、全課に共通する「共通リスク」を14項目設定しました。

(1) 整備状況

評価項目それぞれの対応方法について重大な不備は認められないことから、評価基準日において内部統制は有効に整備されていると判断しました。

(2) 運用状況

リスク対応策を実施できていない等運用上の不備は認められないことから、評価対象期間において内部統制は有効に運用されていると判断しました。

■業務レベルの統制の状況

業務レベルの不備の状況は次のとおりです。

【全課共通リスクの状況】

No.	区分	リスク名	リスク設定した課の数 (全4課)	発生した不備の数	
				整備上	運用上
1	会計年度及び会計の区分	執行すべき会計年度の誤り	4	0	0
2	予算・決算	議案・予算書等の作成誤り	4	0	0
3		議決が必要な案件漏れ	4	0	0
4		補助金、交付金申請漏れ	4	0	0
5	収入	調定事務(収入漏れ、納付期限漏れ等)	3	0	0
6		現金出納簿の不備	2	0	0
7		金額不一致	1	0	0
8		納付の期限誤り	2	0	0
9	支出	振込先口座の間違い	4	0	0
10	契約	契約内容と実務との不整合	4	0	0
11	現金及び有価証券	公金及び切手等の不適切管理	2	0	0
12		資金前渡金の管理	4	0	0
13		受領から金融機関への払込日数	2	0	0
14	財産	債権の不適正な管理	2	0	0
合計			42	0	0

参 考

豊中市伊丹市クリーンランド内部統制基本方針

1. 基本的な考え方

豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）は、これまででも業務を適正かつ効率的に執行するための様々なルールや基準を設け、全職員がそれに従い業務を進めるいわゆる内部統制に取り組んできました。今後、行政サービスを持続的、安定的に提供するためには、内部統制を一層有効に機能させが必要となります。そして、それにより、不適正な事務処理の改善や、法令等の遵守の徹底、新たな課題への適正な対応を進め、ひいては業務の有効性・効率性の向上や、必要なサービスへの人員配置の最適化などにもつなげます。

クリーンランドでは、このような考え方のもと、この基本方針を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 160 条において準用する同法第 150 条第 2 項の規定に基づく方針として定め、これに基づき内部統制を整備、運用してまいります。

2. 内部統制の目的

内部統制の目的は次のとおりとします。

(1) 業務の効果的かつ効率的な執行

業務を執行するにあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、また、前例にとらわれることなく、組織として効果的・効率的に業務を執行し、市民ニーズ等に応えます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

議会や市民等がクリーンランドの活動の確認や監視をする上で、極めて重要な予算・決算をはじめとした財務に関する報告の情報の信頼性を確保しクリーンランドの社会的な信用を維持、向上させます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他規範を遵守し、市民等からの信頼を確保します。

(4) 資産の保全

有形の資産や現金等、及び知的財産、市民に関する情報などの無形の資産について、その取得、使用、処分を正当な手続き及び承認の下に行い適正に保全します。

3. 内部統制の対象とする事務

法第160条において準用する同法第150条第2項第1号及び第2号に規定された事務（財務に関する事務等）を対象とします。

4. 内部統制の有効性の確保

内部統制を有効に機能させるため、次の取組みを行います。

(2) 内部統制の推進体制

クリーンランド管理者・副管理者を最高責任者・副責任者とし、内部統制を有効に機能させるための推進体制を構築・運用します。

(3) 内部統制の評価及び公表

内部統制の整備及び運用状況について毎年度評価し、その結果を公表します。

(4) 内部統制の見直し

評価結果や監査委員、クリーンランド議会からの意見等を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

令和3年(2021年)3月25日
豊中市伊丹市クリーンランド
管理者 豊中市長 長内 繁樹

豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）の内部統制の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本方針 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第160条において準用する同法第150条第2項の規定に基づき、クリーンランド管理者（以下「管理者」という。）が定めるクリーンランド内部統制基本方針をいう。
- (2) 対象事務 基本方針に定める内部統制の対象となる事務をいう。
- (3) リスク 対象事務の適正な執行の阻害となる要因をいう。
- (4) リスク対応策 リスクの発生を防止し、又は低減等するための対応策をいう。
- (5) 内部統制体制の整備 基本方針に基づき、全ての課において、リスク対応策を整備・運用するための体制を整えることをいう。
- (6) 内部統制体制の運用 リスク対応策が、事務上のミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を發揮して機能することをいう。
- (7) 内部統制体制の評価 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用の状況について把握し、不備の有無について確認することをいう。

(内部統制最高責任者)

第3条 内部統制体制の整備、内部統制体制の運用及び内部統制体制の評価（以下「内部統制体制の整備等」という。）に関する最終的な責に任ずるため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は管理者をもって充てる。

(内部統制副責任者)

第4条 内部統制体制の整備等に関し最高責任者を補佐し、必要な検討や各課に対する指示を行わせるため、内部統制副責任者（以下「副責任者」という。）を置く。

2 最高責任者に事故等があったときは副責任者がその職務を代理する。

3 副責任者は、クリーンランド副管理者をもって充てる。

(内部統制総括推進者)

第5条 最高責任者及び副責任者の命を受け、内部統制体制の整備等に関する事務を処理させるとともに、リスク対応策の整備及び実施を総括し、必要な

指導・助言を行わせるため、内部統制総括推進者（以下「総括推進者」という。）を置く。

2 総括推進者は、クリーンランド事務局長（以下「事務局長」という。）をもって充てる。

（内部統制推進者）

第6条 課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要なリスク対応策の整備を行うとともに、リスク対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図らせるため、課に内部統制推進者を置く。

2 内部統制推進者は、課長をもって充てる。

（職員の責務）

第7条 職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討するよう努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守するものとする。

（内部統制推進事務局）

第8条 総括推進者を補助し、内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用を推進する役割を担う事務局として内部統制推進事務局（以下「推進事務局」という。）を置く。

2 推進事務局は、総務課とする。

（内部統制評価部局）

第9条 総括推進者を補助し、内部統制体制の評価を行い、法第160条において準用する同法第150条第4項に規定する報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の原案を作成する役割を担う部局として内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を置く。

2 評価部局は、別表1に定める課をもって充てる。

3 評価部局は、総務課が総括する。

（内部統制推進会議）

第10条 次に掲げる事項を行うため、内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- (1) 最高責任者・副責任者の意識の共有
- (2) 最高責任者・副責任者からの指示事項
- (3) 内部統制評価報告書に関する事項
- (4) リスクの評価
 - ① リスクの識別・分類
 - ② リスクの分析・評価
- (5) リスク対応策の整備
- (6) その他内部統制体制に関する事項

- 2 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は総括推進者をもって充て、議長は必要に応じて推進会議を招集する。
- 4 委員は、別表1に定める課の長及び、別表2に定める者をもって充てる。
- 5 議長は、必要がある場合委員以外の者を招集することができる。
- 6 推進会議の庶務は、推進事務局において行う。

(評価対象期間の取組)

第11条 内部統制体制の評価対象期間は、毎年4月1日を始期として、翌年3月31日を終期とする。

- 2 推進事務局及び評価部局は、評価対象期間内のリスク対応策の整備方法及び内部統制体制の評価方法をあらかじめ策定する。
- 3 内部統制推進者は、課内におけるリスク対応策を整備し、これを実施する。
- 4 評価部局は、第2項に規定する評価方法に基づき、評価基準日を第1項に規定する評価対象期間の終期とした上で、内部統制の評価を行い、次に掲げる事項を内部統制評価報告書に記載する。

- (1) 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用に関する事項
- (2) 評価の手続
- (3) 評価の結果
- (4) 不備の是正に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、記載することが適當と最高責任者・副責任者が判断した事項

(監査委員との連携)

第12条 最高責任者、副責任者、総括推進者、推進事務局及び評価部局は、監査委員の視点をより効果的な内部統制体制の整備等につなげるため、必要に応じて監査委員との連携を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から実施する。

別表1 (第9条・第10条関係)

豊中市財務部財政課（併任職員）
豊中市会計課（併任職員）
豊中市伊丹市クリーンランド総務課

別表2（第10条関係）

事務局次長（事務担当）
事務局次長（技術担当）
再資源・搬入課長
施設課長
管理課長